

議案第 10 号

## 令和 7 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計予算

令和 7 年度山梨県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計  
予算は、次に定めるところによる。

令和 7 年 2 月 20 日提出

山梨県後期高齢者医療広域連合長 大柴 邦彦

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,739,347 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表  
歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借  
入れの最高額は、10,000,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算  
の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと  
定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合におけ  
る同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 20 日 原案可決